

新（改正後）	旧（現行）
<p>用地調査及び物件調査委託関係仕様書</p> <p>第1章 総則 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p>（打合せ等）</p> <p>第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4 本業務を「測量・調査・設計等委託業務に係る低入札価格調査制度」の低入札価格調査となる価格で契約がなされた場合、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された技術者が出席するものとする。</p> <p>ただし、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。</p> <p>5 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>6 略</p> <p>第14条～第23条 略</p> <p>（成果品）</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、業務名、箇所名・路線等名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>用地調査及び物件調査委託関係仕様書</p> <p>第1章 総則 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p>（打合せ等）</p> <p>第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。</p> <p>4 本業務を「測量・調査・設計等委託業務に係る低入札価格調査制度」の低入札価格調査となる価格で契約がなされた場合、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された技術者が出席するものとする。</p> <p>ただし、全ての打合せに主任担当者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。</p> <p>5 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>6 略</p> <p>第14条～第23条 略</p> <p>（成果品）</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及びページを付す。</p> <p>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</p> <p>2～4 略</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>第3章～第6章 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第113条 略</p> <p>（調査）</p> <p>第114条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 十九 その他の資料 <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>様式1号～第116号 略</p>	<p>第3章～第6章 略</p> <p style="text-align: center;">第7章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第113条 略</p> <p>（調査）</p> <p>第114条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 （新設） （新設） 十七 その他の資料 <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>以下 略</p> <p>様式1号～第116号 略</p>

新（改正後）

様式第117号（1/2）

様式第117号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		都道府県	市区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	市区	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 専業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新設設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 遺贈課税等執行事業手続に係る通知書 <input type="checkbox"/> 遺贈課税等執行事業手続に係る取消届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額納税の要否判定フロー（標準）を添付すること。

様式第117号（2/2）略

旧（現行）

様式第117号（1/2）

様式第117号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		都道府県	市区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	市区	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 専業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書（特定期間用） <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） <input type="checkbox"/> 特定新設設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額納税の要否判定フロー（標準）を添付すること。

様式第117号（2/2）略

新（改正後）

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）

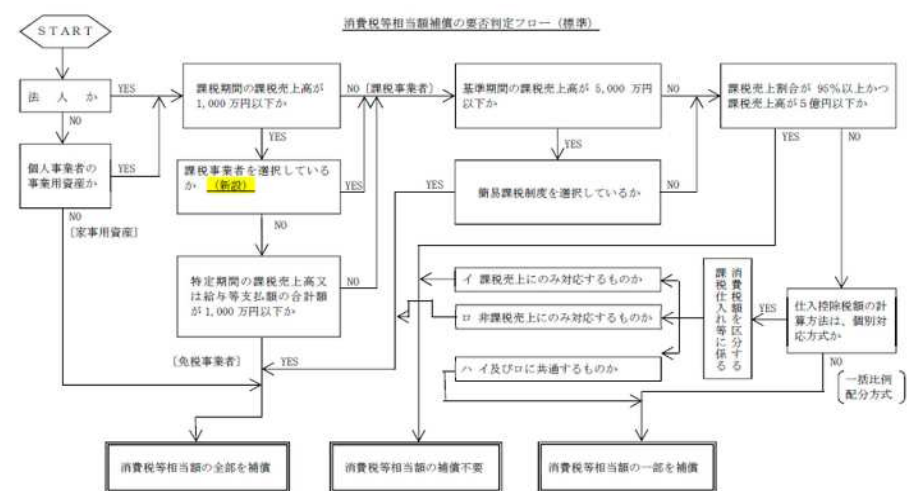


- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする

様式第118号～様式第122号 略

旧（現行）

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする

様式第118号～様式第122号 略

別記1、2 略

別記1、2 略

別記3 用地測量作業要領

別記3 用地測量作業要領

- 1 略
- 2 トータルステーションを使用する測量は、愛知県公共測量作業規程第2条にて作業方法を定める国土交通省公共測量作業規程第21条に規定する4級基準点測量と同等とし、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 補足多角測量
- イ 補足多角測量は、国等が設定した基準点及び県の行う工事等により設定した基準点等（以下「基準点」という）を基準として、境界測量が実施できるよう**用地測量**のための基準点（以下「補足基準点」という）を設置し、その位置を定める作業をいう。
- イ 補足多角測量は、国等が設定した基準点及び県の行う工事等により設定した基準点等（以下「基準点」という）を基準として、境界測量が実施できるよう**用地測**のための基準点（以下「補足基準点」という）を設置し、その位置を定める作業をいう。

以下 略

以下 略

別記4-1 用地実測図及び用地平面図表示記号

別記4-1 用地実測図及び用地平面図表示記号

用地実測図及び用地平面図表示記号

用地実測図及び用地平面図表示記号

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	

(略)

(略)

業 務 名									
箇所名・路線名	縦	6.5cm							
測量年月日									黒
縮 尺	横	10.0cm							
請 負 者 等									

業 務 名	○	○	○	○	○	○	○
箇所名・路線名	○	○	○	○	○	○	○
縮 尺	○	○	○	○	○	○	○
測量年月日	○	○	○	○	○	○	○
請 負 者	○	○	○	○	○	○	○
調査者							
計算者							
検査者							
照合者							

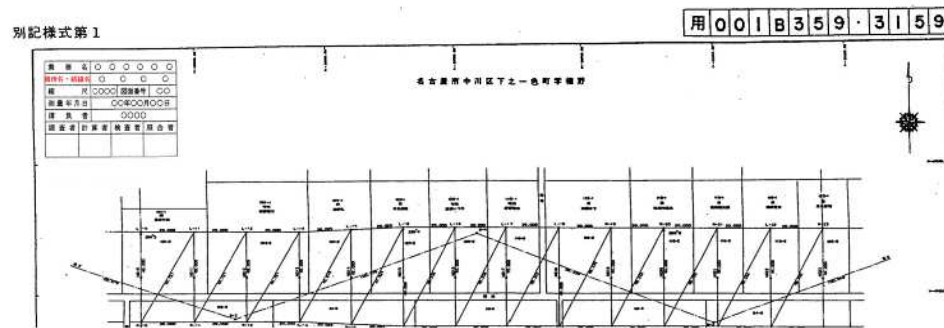
業 務 名									
箇所名	縦	6.5cm							
測量年月日									黒
縮 尺	横	10.0cm							
請 負 者 等									

業 務 名	○	○	○	○	○	○	○
箇所名	○	○	○	○	○	○	○
縮 尺	○	○	○	○	○	○	○
測量年月日	平	成	○	○	年	○	○
請 負 者	○	○	○	○	○	○	○
調査者							
計算者							
検査者							
照合者							

別記4-2 略

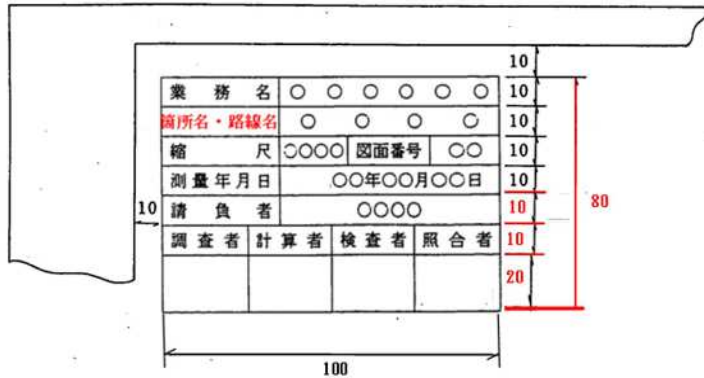
別記4-3 用地管理図作成要領

別記様式第1



標題欄

業務名、箇所名・路線名、縮尺、図面番号、測量年月日、請負者を次の例により表示する。

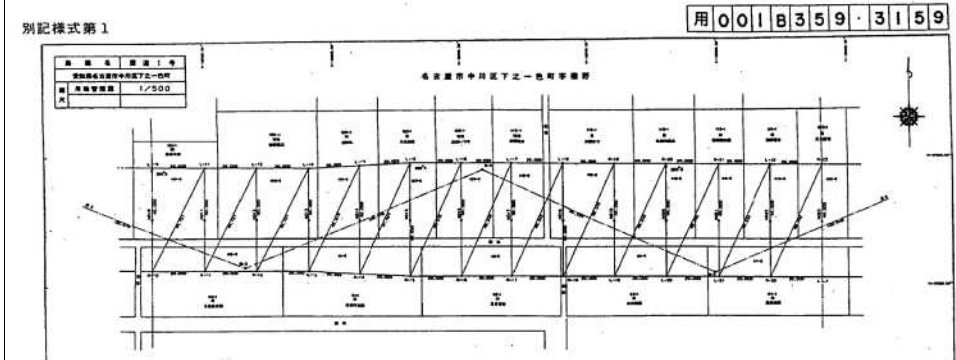


以下 略

別記4-2 略

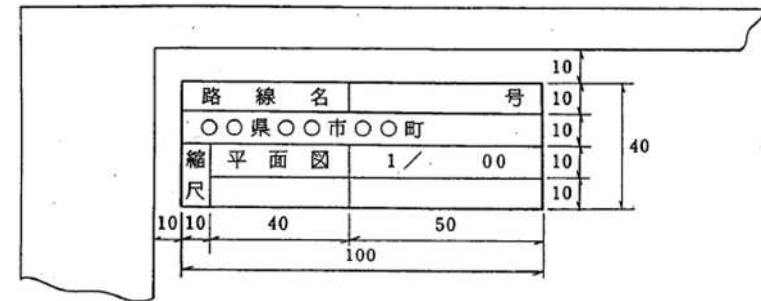
別記4-3 用地管理図作成要領

別記様式第1



標題欄

路線名、市町村、縮尺を次の例により表示する。



以下 略